

■大阪市立学校における教育の改善・改革、業務改善等に向けた各ご意見・各ご提案に対する対応について

番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解	具体的な対応策等
		現状の課題等	提案・改善策等			
1	1・7	<p>モンスターペアレントのような無理難題なことを、学校に受け入れると暴言を吐きながら何度も言ってくる保護者が毎年数人いる。穏やかに話を聞き、できない理由をしっかりと伝えた上で学校の方針を伝えても、ずっと大声で暴言を吐き続け、膠着状態が続く。その間に子どもは登校させてくれず、落ち着いて学習に取り組む時間を奪われ、担任や対応する教員すべてが疲弊していく。また、教育委員会の指導主事が間に入ったところで、保護者の思いを聞いて寄り添うばかりで、学校の訴えは聞いてくれず、我慢するように言われる姿勢に、現場の教職員は無力感を感じ、現場で働き続ける自信や気力が削がれていく。</p>	<p>上記のような発言や長時間続く暴言は、威力業務妨害だと思ふ。今後も、このような保護者対応は増えていくと思われる。教育委員会付きの弁護士を雇い、対応等で間に入り、アドバイザーとして法的に問題ないか助言してもらえれば、対応でこじれることが減り、学校現場が精神的に削られることがなくなっていくと思われる。</p>	<p>教育活動支援担当 (生活指導G)</p>	<p>ご提案の内容につきまして、大阪市スクールロイヤー School Support Expert Team (SSET) 事業をご活用いただくことで、学校園で発生する様々な事案対応及び保護者対応等について、弁護士をはじめとした各種専門家へ相談のうえ助言を得たり、連携し対応策を検討したりすることができます。また、学校園の対応で解決が図られない場合、弁護士が学校園と保護者の関係調整を行うこともできます。</p> <p>本事業につきましては、令和元年度より実施しており、毎年、年度初めに校長あて事務連絡を発出し、積極的な活用をお願いしていることですが、教職員のみなさまへ十分な周知を行えるよう、周知方法の工夫を行ってまいりたいと考えております。</p>	<p>令和5年10月を目途に、大阪市スクールロイヤー School Support Expert Team (SSET) 事業の周知を次の方法で行う予定です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校務支援パソコンのSKIPポータル掲示板に掲載 ・全教職員へのメール周知 ・教育委員会事務局が発行している学校園向けの情報誌で本事業の紹介を行う

■大阪市立学校における教育の改善・改革、業務改善等に向けた各ご意見・各ご提案に対する対応について

番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解	具体的な対応策等
		現状の課題等	提案・改善策等			
2	1・2 4・9	<p>不登校対応特例校の心和中学校が設置されるにあたり、夜間学級が併設される。一方で従来からある天王寺中学校夜間学級と文の里夜間学級が廃校されるというマスコミ報道があった。6月の教育委員会議のち、両校に市教委から説明に来られた。</p> <p>2年前にこの計画が示された当時はまだ廃校が確定したわけではないとされ、在校生の聞き取りが行われている。それが今年、廃校が確定したという説明をしに来られた。2024年3月末に廃校にするので、夜間学級に通いければ心和中学校の夜間学級に行きなさいというものである。</p> <p>本来夜間学級は学童期に戦争や貧困などで学びの場を奪われた人たちのためのものとして始まっている。したがって、①高齢な方が多く、学習意欲の高い方が多いが、本人や家族に健康問題を抱えている場合が多い。現在よりも遠いところには通えない。②比較的若い世代でも不登校で形式的に卒業した人たちの学び直しの場にもなっている。人間関係構築に非常に時間がかかる。③外国人で本国の義務教育を終えておらず、新たに夜間学級で学んでいる人も増えてきており、大阪市の日本語学習ができることから紹介されてきた人も少なくない。もちろんコミュニケーションに困ることが多いので、新しく人間関係を作りながら学ぶことは非常に難しい。働きながら通ってギリギリの生活をしている人も少なくない。</p> <p>市教委の説明では、2年前に「廃校は決まっていた」ので、廃校については入学時に了解しているはずという。現在夜間学級に通っている人は、例えば大人であっても中学卒業程度の学力がないのだから、丁寧な説明や確認が必要であり、外国人であるならなおさらである。問題は、そのような説明文書が市教委から提示されておらず、それについての同意書も存在しないのに「了解済み」とされている。このような市教委の姿勢に対して、在校生は強い不安を感じ心が不安定になり体調を崩すものも出てきている。</p>	<p>説明文書も同意書もない中で「了解済み」とするのは、一般社会では許されない。長年ていねいに人権教育に取り組んできた大阪市教委にしては非常に乱暴であり、突然学びの場を奪うという人権侵害であると考え。現在大阪市教委は「安全・安心な教育環境の実現」「豊かな心の育成」「誰一人取り残さない学力の向上」「家庭・地域等と連携・協働した教育の推進」などを重要な柱としているが、少人数であったり高齢であったり外国人であれば、「人権を無視してもいい、犠牲になってもいい」というようにしか見えません。</p> <p>入学時に紙面で内容を確認しながら十分な説明を行い、同意書を作成するという手順が抜けていることから、在校生たちの了解は得られにくい。したがって、いったん入学を認めたのだから、在校生が卒業するまで天王寺夜間・文の里夜間を現在の形のままで存続するべきである。</p> <p>大阪の教育は「私たちを大切にしてくれた」「勇気を出して夜間学級で学んでよかった」と思ってもらえるような施策をお願いしたい。大阪市民として切に願う。</p>	初等・中学校教育担当	<p>在校生が卒業するまで、天王寺夜間・文の里夜間を現在の形のままで存続するべきだというご指摘に関しましては、両校とも小規模化が進んでおります。その中で、日本語指導が必要な生徒の入学が増加するなど、教科学習の基礎としての日本語指導の充実を図る必要性が増す中、両校においても十分な教員数の確保が難しく、課題となっております。</p> <p>また、天王寺中学校では施設の老朽化も進んでいるため、心和中学校へ統合移転が令和5年6月27日の教育委員会会議で決定しました。</p> <p>令和5年6月27日の教育委員会会議の議決後、2校で在籍生徒への「転籍」について説明を行いました。今後、在籍2年以内の生徒については、入学時に移転についての説明をしていることから、在籍3年以上の生徒に対し、心和中学校で学ぶか現在の天王寺中学校夜間学級の教室を使用して学ぶかのアンケート調査を行う予定となっております。</p> <p>これまで、様々な理由により十分に義務教育を受けられなかった方々が再び学ぶ場として、中学校夜間学級が果たす役割はたいへん重要であると考えております。今回の再編によりこれまで以上の教職員配置が可能となり、日本語指導等を含めたこれまでに課題となっていた部分の充実を図ることが可能だと考えております。今後も今回の再編後も、ニーズ調査を実施するなどしたうえで、本市としての中学校夜間学級のあり方やその内容の充実について、引き続き検討を進めてまいりたいと考えております。</p>	9月頃を目途に在籍3年以上の生徒への心和中学校で学ぶか現在の天王寺中学校夜間学級の教室を使用して学ぶかのアンケートを実施予定。

■大阪市立学校における教育の改善・改革、業務改善等に向けた各ご意見・各ご提案に対する対応について

番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解	具体的な対応策等
		現状の課題等	提案・改善策等			
3	4 ・ 6 ・ その他	<p>宣伝、広告等の配布物が多すぎます。特に、入学式や夏季休業前など、ここぞとばかりに多数のチラシ等が送られてきます。それにより、以下の問題が発生しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学級ごとの仕分けに時間を割かれる ・学校から保護者への重要な手紙が紛れてしまう ・低学年は手紙の配布に時間を割かれ、学習の時間が減ってしまう（特に、入学直後の1年生が新聞を後ろに回すのは大変です。バラバラになってしまいます。一度、現場を見に来てほしいです。） 	<p>鑑文に校長会で事前に承認されている旨の記載があったり、配布依頼が事前に文書連絡で来ていたりすると、現場は断れません。その結果、上記のような問題が発生しています。安易に許可しないでいただきたいです。</p> <p>また、鑑文等もなく、いきなり段ボールに詰めて広告等を送ってくる企業もあり、それを破棄するだけでも時間を取られてしまいます。</p> <p>提案として、大津市教育委員会さんは、教育委員会のホームページに、学校に宣伝を配布するためのガイドラインを掲載されています。 https://www.city.otsu.lg.jp/soshiki/070/2401/g/keikaku/23263.html （「大津市教育委員会 配布物基準」で検索すると出てきます。） このような基準を示すことで、以下の効果があると思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校が配布しやすいように企業が配慮する ・安易に配布物を送付する企業への抑止になる ・学校現場で、配布物を断る際の基準になる ・全市の学校で統一した対応を取ることができる。 <p>宣伝や広告の対応で、教職員の勤務時間、そして、子どもたちの学習時間が奪われる現状を改善するためにも、対応を強く要請します。</p>	教職員給与・厚生担当 初等・中学校教育担当	<p>本市の機関及び法人その他の団体が実施する事業・行事等に関するビラなどの周知文書の学校園を通じた配付に係る作業等が学校園の大きな負担となっており、負担軽減を図る観点から、「教育委員会所管の学校における周知文書等の配付に関する要綱」を制定し、令和2年9月に「学校園における周知文書の配付について（通知）」により、取扱いについて、各所属に周知しております。</p> <p>本通知では、周知文書等は原則各所属で直接配付することとし、直接配付が困難な場合については、周知内容が教育活動に資するものであることなどの条件を満たした場合にのみ、学校園に配付依頼ができることとしております。また、配布を依頼する際の手続きについても、周知文書等を20部ごとに結束する等の措置を講じるように指示しております。</p>	<p>学校園の教職員や本市の機関及び法人その他の団体等が「教育委員会所管の学校における周知文書等の配付に関する要綱」をいつでも参照できるように教育委員会のホームページに掲載しております。 (https://www.city.osaka.lg.jp/kyoiku/page/0000513295.html)</p> <p>これらの取扱いが適正に行われるよう、令和5年9月に各所属に対して改めて周知し、要綱の遵守について徹底を図るとともに、実態の把握に努め、必要に応じて更なる改善を図ってまいります。</p>

■大阪市立学校における教育の改善・改革、業務改善等に向けた各ご意見・各ご提案に対する対応について

番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解	具体的な対応策等
		現状の課題等	提案・改善策等			
4-1	4 ・ 7 ・ 9	大阪市学力テストの結果、大阪市の平均点に満たない学校における学力保障には、家庭の課題が大きい。	平均点よりも10ポイントを下回る学校での教室内の児童数を20人程度にできるように教員を配置して学力保障をする。家庭での課題が大きく、学力向上以前に情緒安定などの担任が抱える課題も大きいため学級の児童数を減らすべきと思う。3年生までは専科制よりも学級担任による児童理解が重要と思われる。教師数だけでなく、学級数を増やしての学校運営が必要と思う。	初等・中学校教育担当	<p>・学力向上に向けての貴重なご提案をいただいたと認識しておりますが、学級の児童数や配置する教員の人数については、公立義務教育学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律において定められており、20人程度にすることは難しいと考えております。なお、同法律の一部改正において、小学校の学級編成の標準を35人に引き下げることとなっており、令和3年度より小学校第2学年から第6学年まで段階的に35人学級編成としており、令和7年度には全学年35人学級となります。</p> <p>・しかしながら、令和4年度より「誰一人取り残さない学力の向上」の実現に向け、全小中学校及び義務教育学校に対して授業改善に向けた指導助言をしており、特に学力に課題の見られる児童生徒の割合が多い重点支援校（90校）に対しては、学習習慣や基礎学力の定着に向け、放課後学習等の児童生徒への個別支援を重点的に行っております。放課後学習の支援には指導経験のある学びコラボレーターを週2、3日配置しており、授業や放課後、長期休業期間等において、児童生徒の学習支援を行っております。</p> <p>・専科制につきましては、文部科学省から出されている「義務教育9年間を見通した指導体制の在り方等に関する在り方について（報告）」にあるように、高学年学級担任の負担軽減や中学校への円滑な接続のために、高学年から取組をすすめておりますが、中学年以下の専科体制につきましては、各校の状況に応じて校長が判断しております。</p>	引き続き、「誰一人取り残さない学力の向上」の実現に向け、全小中学校に対し、学力向上支援チームを中心に各校のニーズに沿った取組を推進してまいります。

■大阪市立学校における教育の改善・改革、業務改善等に向けた各ご意見・各ご提案に対する対応について

番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解	具体的な対応策等
		現状の課題等	提案・改善策等			
4-2	1	給食の児童の運搬作業が火傷をしないか不安になる。低学年で3階までの階段での持ち運びにはかなりの危険性が感じられる。	給食の配膳台兼運搬ワゴンで、各フロアまでエレベーターで給食調理員さんが運搬しておけるシステムがあるといい。どうしても無理であれば、給食の運搬時にはエレベーターの使用を推進すべきと思う。もしも熱い汁の食缶を階段で転んでしまった時のことを想像するだけで怖く感じる。	保健体育担当	<ul style="list-style-type: none"> ・文部科学省の「食に関する指導の手引き」によると、給食の準備についても給食指導の一貫であり、「重いもの、熱いものへ配慮して、教室まで安全に運ぶようにする。その際、担任は付き添って、思いやりや責任を持った活動ができるようにする」と記載されています。 ・上記の趣旨を鑑みて、給食調理員ではなく、児童生徒が、安全に配慮しながら協力して給食を運び、準備を行うことが必要だと考えております。 ・なお、エレベーターの使用につきましては、各学校の状況や必要性に応じて、現在も使用しております。 	各学校において、適切な給食指導が行われるよう、引き続き、食育の推進を行ってまいります。

■大阪市立学校における教育の改善・改革、業務改善等に向けた各ご意見・各ご提案に対する対応について

番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解	具体的な対応策等
		現状の課題等	提案・改善策等			
4-3	4 ・ 7 ・ 9	原学級保障による特別支援の児童による学級担任の負担が大きい。同時に保護者が特別支援を選択していることに応じているとはいえない学校現場ではないか。	原学級保障は大阪市の良い特色ある取り組みであると思う。ただ、その児童への指導が担任には大きな負担になる場合が多い。特別支援を認められた児童には、必ず付きっきりのサポーターを配置して学級への入り込みをしてもらうことが必要と思う。特別支援の担任は、国語・算数・理科・社会の4教科に対して校内における個別指導での学力保障が必要な児童への授業を担当し、学級への入り込みはサポーター配置をするべきと思う。支援児童1人に1人のサポーターが無理であれば、1学年に1人のサポーターを配置するべきと思う。また、特別支援児童はより児童理解が必要だと思われるので、担当児童を1年間変えないほうがいいと思う。障害の種別ではなく、教科の個別指導の必要性、児童の行動への安全確保の必要性に応じての特別支援級の配置と人員確保のガイドラインを示すほうがいいと思う。	インクルーシブ教育推進担当	<p>・特別支援教育サポーター（以下、「サポーター」という。）の配置につきましては、通常学級及び特別支援学級に在籍する児童生徒の障がいの状況や、校内の特別支援教育指導体制等を考慮して配置時間を決めています。そのため、付きっきりの支援は想定しておりませんが、教育委員会事務局が校長とのヒアリングや学校訪問等で各校の状況を把握し、児童生徒一人一人の障がい状況に応じた指導・支援ができるよう、適正な配置及び指導に努めております。また、転入等による急な在籍変化については、校長より在籍変化に伴う個々の障がい状況や今後の指導方針等を確認のうえ、校内指導体制の強化について助言や配置時間の増加など柔軟に対応しております。</p> <p>・特別支援学級担任は、4教科に対しての授業を担当するべきというご指摘に関しましては、特別支援教育は、特定の教科のみが指導の対象とはならず、児童生徒の障がいによる学びにくさや、発達段階についてアセスメントし、学校生活全般を通して、必要な場合には通常学級への入り込みも実施しながら、障がい状況に応じた学びをすすめております。</p> <p>・サポーターの担当児童は1年間変えないほうがいいといったご指摘に関しまして、本市ではサポーターは、特定の児童生徒の支援だけが目的ではなく、状況に応じて必要な学級の中に入り、複数の障がいのある児童生徒への支援にあたることもあります。また、担任や特定のサポーターだけではなく学校全体で児童生徒に対する理解を深める必要があるため、全教職員への障がい理解に対する基礎講座や、専門家や指導主事が巡回指導を実施するなど、障がいのある児童生徒のアセスメントや指導方法、通常学級担任と特別支援学級担任の連携や特別支援教育サポーターの効果的な活用等について教職員へ指導助言を行っております。</p> <p>・障がい種別ではなく、教科の個別指導の必要性に応じて特別支援学級の配置をといったご指摘に関しまして、特別支援学級は「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」および「同施行令」に基づいて、8人を基準として障がい種別に応じて設置されることより、障がい種別に応じて学びをすすめているところです。</p>	<p>引き続き、各学校の状況把握や巡回指導を行い、学校全体として、児童生徒一人一人の障がい状況に応じた指導・支援ができるように努めてまいります。</p> <p>・「巡回指導」 特別支援教育全般について、教員への指導助言を巡回アドバイザー及び指導主事にて実施。 【令和4年度】 巡回指導実施回数(小：397回、中：94回) 【令和5年(前期)】 巡回指導実施回数(小：185回、中：41回) 後期の巡回指導については7月19日付け事務連絡「令和5年度 特別支援教育に関する巡回指導(後期)の実施について」において各校に周知している。</p> <p>(参考) 令和5年3月23日付け事務連絡「特別支援教育サポーター実施要項及び実施関係書類」において特別支援教育サポーターの業務内容等について周知</p>

■大阪市立学校における教育の改善・改革、業務改善等に向けた各ご意見・各ご提案に対する対応について

番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解	具体的な対応策等
		現状の課題等	提案・改善策等			
4-4	1	給食でアレルギーのためパンが除去になる児童がいる。	和食の推進も含めて、給食は米だけにしたほうが良いと思う。麺もなるべく米粉等小麦粉の使用を避けるほうが良いと思う。	保健体育担当	<p>・主食につきましては、文部科学省の「児童又は生徒1人1回当たりの学校給食摂取基準」に定められた栄養価を充足するために、本市では、含まれる栄養素が異なる米飯・パンを組み合わせ提供しています。週に米飯3回、パン2回の提供をすることで、微量元素（カルシウム、鉄、ビタミン類等）や食物繊維をバランスよく摂取することができます。また、米飯・パンを組み合わせることにより、多様な献立を提供することができ、より豊かな食の経験につながると考えております。</p> <p>・米粉等小麦粉の使用を避けるといったご提案につきまして、本市の学校給食は1日18万食を提供しており、米粉類等の食材確保は難しいところですが、食物アレルギー対応として、できるだけ多くの児童生徒が食べることができるよう、献立の工夫を進めてまいります。</p>	引き続き、食物アレルギーのある児童生徒についても、できるだけ食べることができるような献立の工夫を進めてまいります。

■大阪市立学校における教育の改善・改革、業務改善等に向けた各ご意見・各ご提案に対する対応について

番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解	具体的な対応策等
		現状の課題等	提案・改善策等			
4-5	7	精神的な病気休暇を取得している教員の代理での臨時講師について、辞令が途切れ途切れになる。	精神的な病気休暇で年度途中で復帰できることはかなり難しいと考えられるので、年度途中からの病気休暇での臨時講師には年度終了（3月31日まで）の辞令を発行するべきと思う。	教職員人事担当 教職員給与・厚生担当	<ul style="list-style-type: none"> ・病気休暇の取得については、90日を超えてなお長期の療養が必要と認められる場合、教職員健康審査会の審査を経て、休職発令を行うこととしております。 ・審査会においては、医師の診断書や校園長記載の療養状況経過報告書の内容等をもとに、3月毎に審査を行い、休職発令を更新することとしており、代替講師についても3月毎に発令を更新しております。 ・なお、年度途中で休職者が復職した場合についても、代替講師の方が他の校園で継続して勤務できるよう、原則として期間を繋げて他校での勤務を発令しております。 ・今後とも、各校園の欠員状況を踏まえた、代替講師の適切な配置に努めてまいります。 	引き続き、各校園の欠員状況を踏まえた、代替講師の適切な配置に努めてまいります。

■大阪市立学校における教育の改善・改革、業務改善等に向けた各ご意見・各ご提案に対する対応について

番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解	具体的な対応策等
		現状の課題等	提案・改善策等			
5-1	6	タブレットのスペックが悪くレスポンスが悪くなったり、QRコードの読み取りに時間がかかったりしてしまうため、ストレスがかかる。	もう少しスペックの高いタブレットを用意していただきたいです。今使用しているタブレットは5年ぐらいとお聞きしたが、次の更新の際は、検討して頂きたいです。（1ブロックはchromebookを使用しているとお聞きしました。）	学校運営支援センター（システム担当）	現在の端末につきましては、文部科学省から示された標準仕様に準拠しており、次回の更新についても同様であると考えられますが、更新にあたっては、端末検討会議における学校現場の教員や外部委員の意見を踏まえて、十分に検討を行いたいと考えております。	更新時期を含め、国の動向を注視しながら検討してまいります。

■大阪市立学校における教育の改善・改革、業務改善等に向けた各ご意見・各ご提案に対する対応について

番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解	具体的な対応策等
		現状の課題等	提案・改善策等			
5-2	5	部活動指導員が集まらない現状があることや、中学校教員の残業時間の多くが部活動という現状を鑑み、平日は業務の中に入れたとしても、土日祝日に至っては、出勤という扱いにせず、副業で部活動指導員として、部活動を教えるという形にしてはどうかと考えます。	部活動指導員が集まらない現状があることや、中学校教員の残業時間の多くが部活動という現状を鑑み、平日は業務の中に入れたとしても、土日祝日に至っては、出勤という扱いにせず、副業で部活動指導員として、部活動を教えるという形にしてはどうかと考えます。	保健体育担当	<p>部活動指導員については、令和5年8月1日時点で125校、529名を配置しており、一部の種目においては人材が不足しているものの、人材バンクの登録数も600名を超えるなど多くの方に登録いただいている状況であり、部活動指導員が配置されている部活動の顧問教員の残業時間については減少しております。</p> <p>休日の部活動については、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会確保や教員の負担軽減のため、地域連携・地域移行の早期実現をめざすという国の方針のもと、本市においても地域移行実践研究を行うなどの取組みを進めているところです。</p> <p>部活動指導員の活用は、本市教員の長時間勤務の解消を目的としているため、本市教員が副業という形で部活動指導員として指導することはできませんが、部活動の地域連携・地域移行をすすめていくなかで、希望する教職員については部活動に関わることができるよう、令和5年度の地域移行実践研究において、希望する教員は、教育委員会から兼職兼業の許可を受けて、民間事業者の社員として指導を行うことをめざしており、今後、活用方法について検証してまいります。</p>	令和6～7年度においても実践研究を続け、人材の活用方法を検証したうえで今後の対応について検討していく予定です。

■大阪市立学校における教育の改善・改革、業務改善等に向けた各ご意見・各ご提案に対する対応について

番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解	具体的な対応策等
		現状の課題等	提案・改善策等			
5-3	その他	A4のコピー用紙が切れてしまうことがあった。B5やA3を使用しなくてはいけないことになりすごく不便を感じた。	①事務のことがわからず、コピー用紙の枚数が決められているのかわからないが、ある程度余裕を持たせるようにしてほしいし、もっと紙媒体のものをなくし、デジタル化にしていくような政策を打ち出して頂きたいと考えます。	学校運営支援センター（学務担当）	<ul style="list-style-type: none"> ・学校で使用するコピー用紙につきましては、集約物品（月単位）で取り扱っておりますので、前月の末日までに各学校で必要な枚数を計画的にお申込みください。 ・市全体の方向性と同様に、学校園においてもデジタル化を推進しているところです。 	コピー用紙の申し込みのスケジュールについて、学校園の情報サイト（SKIPポータル）に掲載済みです。

■大阪市立学校における教育の改善・改革、業務改善等に向けた各ご意見・各ご提案に対する対応について

番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解	具体的な対応策等
		現状の課題等	提案・改善策等			
6-1	7	<p>教員の働き方改革が求められている中で、学校事務職員が教科書無償給与事務や特別支援就学奨励費の業務を新たに負担することになった。また共同学校事務室の担当業務も増え、OJTとしてはいい取り組みではあるが、業務量は増加し続けている。</p>	<p>・メンタルヘルス不調や過度の業務負担により業務支援が必要な方、休職・退職者数・割合について、教員や大阪市職員と比較したデータを公表してほしい。また欠員が出た場合にも学校事務の臨時主事（＝臨時的任用職員）が不足し配置されない現状についても公表して欲しい。</p> <p>・臨時主事（＝臨時的任用職員）の待遇改善と学校事務職員の適正な業務量の在り方、事務職員の声を積極的に拾って業務効率化を図って欲しい。</p>	<p>・教職員人事 ・教職員給与・厚生</p>	<p>【教職員の精神疾患による病気教職者数について】 精神疾患による事務職員・教員の休職者数につきましては、毎年度、文科省において「公立学校教職員の人事行政状況調査について」として、自治体別の人数を公表しております。 参考URL https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinji/1411820_00006.htm</p> <p>精神疾患による市職員の休職者数につきましては、毎年度「大阪市職員安全衛生常任委員会」の資料において、市職員向けポータルサイトにおいて人数を公表しております。</p> <p>なお、令和3年度における在職者のうち、精神疾患による病気休職者数の割合は学校事務職員が1.68%、教員が1.07%、市職員が1.58%となっております。</p> <p>現在、精神疾患による休職者数の割合を、職種別に比較した資料は公表していませんが、今後、労働安全衛生協議会の資料として、skipポータルへ掲載すること等を検討してまいります。</p> <p>【退職者数】 退職手続において、退職理由の詳細は把握していないことから、メンタルヘルス不調等を理由にした退職数のデータ等はありません。 なお、学校事務職員の年度末退職者数につきましては、毎年度末の人事異動資料として各校園へ通知しております。</p> <p>【欠員が生じた場合について】 欠員が生じた場合における、代替の臨時的任用職員につきましては、可能な限り速やかな配置に努めており、令和5年7月1日時点では未配置数はゼロとなっております。今後とも速やかな代替職員の配置に努めるとともに、共同学校事務室体制においても、必要に応じて未配置校への支援が行えるよう努めてまいりたいと考えております。</p> <p>【臨時的任用職員の待遇】 学校事務職員にかかる臨時的任用職員の給与につきましては、行政職給料表1級を適用し、毎年度の人事委員会勧告に基づき、正規職員と同様、官民格差を反映した給与改定を行っているところです。 なお、令和4年人事委員会勧告に基づき、令和6年度より行政職給料表1級の適用号給上限を89号給から97号給へ引き上げることとなっております。 今後とも、毎年度の人事委員会勧告の意見、内容を十分踏まえ、適切に対応してまいります。</p> <p>【学校事務職員の業務量】 今年度より全市実施しております共同学校事務室において、決裁事務の一部を効率化したシステム改修を行うなどの改善を行っております。今後も、共同学校事務室において業務の標準化・効率化を図るとともに、各構成校の業務をグループ単位で進捗管理するなど、必要な支援が行えるよう努めてまいりたいと考えております。</p>	<p>【教職員の精神疾患による病気教職者数について】 （教人事、給与・厚生） ・令和5年度中に労働安全衛生協議会の資料としてskipポータル等へ掲載することを検討</p> <p>【欠員が生じた場合について】（教人事） ・令和5年4月 共同学校事務室の全市実施</p> <p>【臨時的任用職員の待遇】（給与・厚生） ・令和6年4月1日より行政職給料表の号給増設</p> <p>【学校事務職員の業務量】（教人事） ・決裁事務の一部を効率化したシステム改修（令和5年7月運用開始）</p>

■大阪市立学校における教育の改善・改革、業務改善等に向けた各ご意見・各ご提案に対する対応について

番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解	具体的な対応策等
		現状の課題等	提案・改善策等			
6-2	7	<p>教員の働き方改革が求められている中で、学校事務職員が教科書無償給与事務や特別支援就学奨励費の業務を新たに負担することになった。また共同学校事務室の担当業務も増え、OJTとしてはいい取り組みではあるが、業務量は増加し続けている。</p>	<p>①アンケート調査の報告時のシステム操作について、学校長が承認すれば送信されるようにするなど、無駄なステップを省いて簡易にする。</p> <p>②充電保管庫の移設や停電費用の支払いは委員会で集約してより合理的に経済的に実施して欲しい。</p> <p>③給与システムで講師等の発令期限に合わせて通勤手当の申請などが漏れていた場合には自動的に教職員へ周知されるようにして欲しい。</p> <p>④業務システムで兼務校に切り替えて処理した際に、本務校と全く同じレイアウトであるため混同しやすい。本務校は従来のブルー系とし、兼務校に切り替えたときは別のカラーで表示されるようにして欲しい。</p> <p>⑤他校の予定単価を活用して良いことになったが、兼務校に一枚ずつ切り替えて標題から探していかなければならない。大阪市内全ての学校の支出決議の標題だけでも一斉に検索出来るようにしてほしい。また、予定価格調書や仕様書・業務委託仕様書を閲覧・ダウンロードして利用できるようにしてほしい。</p> <p>⑥学校や教育委員会・学校運営支援センターとは今までどおり、SKIPメールでやりとり出来ないか。誤って外部に送信してしまうこともないし、メールアドレスの検索にも手間がかかる。校務系に配信された様式→ファイル間転送→学校長の承認→アウトLOOKで内部の部署にメールするのは、あまりに非効率ではないでしょうか？</p>	<p>学校運営支援センター（システム・学務）</p>	<p>①パッケージソフトウェアのため、速やかなシステムの改修の実施は難しいと考えております。ただし、現場職員の事務負担については事務局も認識しており、今回いただいたご意見を参考に、次回のシステム更新（令和8年度予定）に向けて、入力の手軽化や操作性の向上について検討してまいります。（令和4年度3学期の提案6-3の回答と同様）</p> <p>②充電保管庫は各学校の備品としての取扱いとしていることから、移設及び電気代等のお支払いについては、各学校において対応していただくことになっております。</p> <p>③すでに現行システムにおいては、人事・給与システムにログインしていただいた際、提出必要書類を把握し、通勤届を未提出の方に対しては提出を促す仕様となっております。</p> <p>④パッケージソフトウェアのため、速やかなシステムの改修の実施は難しいと考えておりますが、今回いただいたご意見を参考に、次回のシステム更新（令和8年度予定）に向けて検討してまいります。</p> <p>⑤大阪市内全ての学校の支出決議を検索することは、システムへの負荷が大きすぎるため難しいと考えておりますが、仕様書の閲覧・ダウンロードについては、学校園の情報サイト（SKIPポータル）へ作成例を掲載しております。</p> <p>⑥SKIPメールについては、令和4年8月末をもって終了しております。また、学校園が校務系ネットワーク（個人情報を含むデータを保存するネットワーク）で作成した資料を教育委員会・学校運営支援センター及び他の学校園へ送付する際は、インターネットを経由して送信する教職員メール（Outlook）ではなく、校務支援システム（SKIPポータル）の個人連絡機能を利用することで、安全に情報連携できますのでご利用ください。</p>	<p>⑤支出決議の標題検索機能については、改修規模、既存機能との関連等について、令和6年度仕様変更検討時期を目標に検討してまいります。</p>

■大阪市立学校における教育の改善・改革、業務改善等に向けた各ご意見・各ご提案に対する対応について

番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解	具体的な対応策等
		現状の課題等	提案・改善策等			
6-3	7	<p>教員の働き方改革が求められている中で、学校事務職員が教科書無償給与事務や特別支援就学奨励費の業務を新たに負担することになった。また共同学校事務室の担当業務も増え、OJTとしてはいい取り組みではあるが、業務量は増加し続けている。</p>	<p>①集約物品の対象物品や仕様について希望を聞いてもらいたい。</p> <p>②見積依頼業者の抽選について、抽選を行う業務負担や、抽選結果を待つまでの時間のロスをなくせるように、契約担当者の恣意性が働かない抽選を業務システム上で行えるように出来ないか。</p> <p>③40万円以上の工事見積について、大阪市所定様式での原本提出となっているが業者の様式でFAX・メールでの見積もり提出を可として欲しい。FAX・メールでの見積書の提出であれば、提出日の履歴が残るため原本の提出よりも適切ではないか。SC（学務）</p> <p>④業者が使用大阪市所定様式・特記仕様書の変更が頻回にある。変更になるたびに、SKIPから新様式をダウンロード、ネットワーク間ファイル転送依頼→学校長承認→学習系のファイルに保存→業者へアウトLOOKでメール添付と負担が大きい。大阪市教育委員会のHPから様式のダウンロード、作成、記入例の確認ができるようにしてほしい。学校は該当のページのQRコードやHPの掲載場所を業者へ案内すれば済むことになる。 また、改正日（適用日）が記載されていると最新の様式が添付されているか確認しやすい。</p>	<p>学校運営支援センター（学務・システム）</p>	<p>①集約物品については、毎年、各小・中学校教育研究会会長、小中学校事務研究会会長等を集約物品検討会議のメンバーとする検討会議を行っており、各学校園で使用する物品について追加等しております。</p> <p>②見積業者リストから業者を選定するルールについては、契約管財局から指摘を受けて、職員個人の恣意性が働かないように各共同学校事務室単位で見積業者リストを管理し、業者選定を行うようにしております。業務システムでの抽選については、システム上、ご提案のような仕組みを構築することは難しいと考えておりますが、スムーズに業者選定ができるように抽選者の選出に工夫を行うなど、今後も引き続き運用を検討してまいります。 （令和4年度3学期の提案3-5の回答と同様）</p> <p>③ご意見を踏まえ、現行の公金会計業務マニュアルの一部改訂を検討してまいります。</p> <p>④他局の掲載状況を参考にしつつ、大阪市ホームページへの掲載を検討してまいります。</p>	<p>①集約物品検討会議（例年10月から11月頃に実施）を実施してまいります。</p> <p>②業務委託仕様書については、学校園の情報サイト（SKIPポータル）へ掲載済です。</p> <p>③公金会計業務マニュアルの一部改訂については令和5年度内を予定しております。</p> <p>④他局の状況を確認し、検討した結果、掲載可能と決定した場合は速やかに掲載します。</p>

■大阪市立学校における教育の改善・改革、業務改善等に向けた各ご意見・各ご提案に対する対応について

番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解	具体的な対応策等
		現状の課題等	提案・改善策等			
6-4	7	<p>教員の働き方改革が求められている中で、学校事務職員が教科書無償給与事務や特別支援就学奨励費の業務を新たに負担することになった。また共同学校事務室の担当業務も増え、OJTとしてはいい取り組みではあるが、業務量は増加し続けている。</p>	<p>・勤務の割振りは制度が難しい。教職員が制度を理解しやすく、また正しく漏れがないように割振りを行えるよう人事給与システム上で管理できないか。</p>	<p>・学校運営支援センター（システム） ・教職員給与・厚生担当</p>	<p>速やかなシステム改修の実施は難しいと考えておりますが、勤務時間の割振り制度については「勤務条件制度の手引き」へ割振りの変更が認められる例を記載しております。 引き続き、教職員が閲覧可能なSKIPポータルへ掲載し、適正な運用となるよう努めてまいります。</p>	<p>システムへの機能追加につきましては、システムの更新時期等の機会をとらえ、いかに機能向上を図れるか研究してまいります。</p>

■大阪市立学校における教育の改善・改革、業務改善等に向けた各ご意見・各ご提案に対する対応について

番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解	具体的な対応策等
		現状の課題等	提案・改善策等			
6-5	7	<p>教員の働き方改革が求められている中で、学校事務職員が教科書無償給与事務や特別支援就学奨励費の業務を新たに負担することになった。また共同学校事務室の担当業務も増え、OJTとしてはいい取り組みではあるが、業務量は増加し続けている。</p>	<p>・就学援助の申請をワンストップで受付が出来ても、保護者は学校ごとに申請書を作成・添付書類を用意しなければならない。一枚の申請書で同一家庭の児童・生徒の認定審査を行うようにできないか。</p>	<p>学校運営支援センター（事務管理）</p>	<p>就学援助の受給にかかる申請書等については、児童生徒の在籍を確認する必要があることから、児童生徒の在籍する学校を通じて、教育委員会に提出することとしております（大阪市児童生徒就学援助規則第5条）。そのため、児童生徒の在学する学校ごとに申請書等を提出していただく必要があるため、1枚の申請書での認定審査はできないと考えております。</p> <p>ただし、現場職員や保護者の負担については事務局も認識しているため、負担軽減に向けて、オンライン申請も含めた申請のあり方について検討を進めていきます。</p>	<p>就学援助システムについては、自治体システムの標準化対応のため、令和8年1月に向け、取り組んでおり、併せて、オンライン申請が可能となるよう取り組みも進めており、申請のあり方について検討を進めていきます。</p>